

立川市バドミントン協会大会運営規定

第1条 各種大会共通事項

1 個人戦参加資格

- (1) 立川市在住・在勤・在学の中学生以上で、当協会登録済みの者。
- (2) その他当協会が認めた者。
- (3) 一般2部・一般3部・壮年2部の優勝者はそれぞれ上位の部に出場すること。
- (4) 一般1部有資格者の基準は次のとおりとし、それ以外については協会で決定する。
 - ア) 3年以内の都民・都市町村・都支部対抗・三多摩支部対抗の各大会出場者。
(一般の部)
 - イ) 過去3年以内の一般2部優勝者。
- (5) 一般1部の全敗者は、当協会が認めた場合には次回大会は2部に参加することができる。
- (6) 混合ダブルス大会及びダブルス大会については、ペアの片方が(1)の条件を満たす場合は、もう一方のペアは立川市以外の在住・在勤・在学の中学生以上の者も認める。

2 団体戦参加資格

- (1) 市民体育大会地区対抗の部は、立川市在住の中学生以上で、大会当日2か月前に住民登録がなされている者。
- (2) クラブ対抗戦は、次のとおりとする。
 - ア) 立川市在住・在勤・在学の中学生以上で、当協会登録済みの者。
 - イ) その他当協会が認めた者。
 - ウ) 前項イ)に該当する者が団体登録する場合、1団体中前項ア)該当者50%（但し整数値、端数切捨て。）とする。
- 3 当協会が認めた者とは、当協会へ個人登録済みの者。
- 4 当協会への登録名簿の有効期限は『当該年度のみ』を原則とする。
- 5 登録者の途中チーム移籍は、当該年度1回のみとする。
- 6 大会は(財)日本バドミントン協会競技規則及び大会規定並びに当協会大会運営規定に準ずる。
- 7 使用シャトルは(財)日本バドミントン協会検定合格球を使用する。
- 8 試合形式は、ブロック別リーグ戦及び順位決定戦またはトーナメント戦とする。
- 9 出場科目は、1人1種目とする。
- 10 年齢は、試合当日年齢とする。(市民体育大会地区対抗の部を除く。)
- 11 試合当日の受付(当日登録を含む。)は、競技開始までとする。
- 12 試合コール後、5分を経過してもコートに入らない場合は棄権とみなす。
- 13 団体戦において未登録者が試合に出場した場合は、当該試合は失格とする。
- 14 ユニフォームは、(財)日本バドミントン協会審査合格品またはこれに類する物を原則とする。
- 15 個人戦の審判は、第1試合目はそのコートにおける第2試合目もしくは第3試合目の者

が行い、以後は試合の敗者が主審、勝者が線審とする。団体戦の審判は、チーム相互で協力して行う。

16 当協会が主催する全ての大会運営に際し、当協会登録チームは運営本部にて理事と同様に大会運営を行う。

(1) 各大会運営時、当協会登録チームのうち、3チームが運営に当たる。

(2) 運営に当たるチームは、1チームにつき2人を運営本部に選出する。

(3) 各大会運営に当たる当協会登録チームは、総会にて決定する。

(4) 当協会は、各大会運営に当たったチームに対し、1日当たり1,000円(立川オープン選手権については1日当たり3,000円。)の謝礼を支払うものとする。

17 個人戦の組み合わせは主催者一任とし、参加数が「3」以下の部は他の部に編入する。

18 表彰は各種目とも次のとおりとする。

(1) 参加数「6」以上の場合 1位、2位、3位

(2) 参加数「5」の場合 1位、2位

(3) 参加数「4」の場合 1位(但し1部は2位まで)

19 競技中の事故については、主催者が応急手当を行うが、以後の責任は負わない。

第2条 リーグ戦において、複数チームの勝敗が同数の場合、順位の決定方法は次のとおりとする。

1 ○中の負試合の少

2 ×中の勝試合の多

3 ○中の負ゲームの少

4 ×中の勝ゲームの多

5 得ポイントの多

6 失ポイントの少

第3条 シングルス大会

1 男子

(1) 一般1部：1部有資格者及び希望者。

(2) 一般2部：1部有資格者を除く者及び希望者並びに当協会が認めた者。

(3) 一般3部：初級者レベルの者。

(4) 壮年の部：40歳以上の者。

2 女子

(1) 1部：1部有資格者及び希望者。

(2) 2部：1部有資格者を除く者及び希望者並びに当協会が認めた者。

第4条 家庭婦人ダブルス大会

1 参加資格は既婚者及び40歳以上とする。

2 一般1部：1部有資格者が含まれる組及び希望者。

3 一般2部：1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。

- 4 一般3部：初心者レベル。
- 5 壮年1部：40歳以上で、上記該当者を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- 6 壮年2部：40歳以上で、壮年1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。

第5条 混合ダブルス大会

- 1 一般1部：1部有資格者が含まれる組及び希望者。
- 2 一般2部：1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- 3 一般3部：初心者レベル。
- 4 壮年1部：40歳以上で、上記該当者を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- 5 壮年2部：40歳以上で、壮年1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。

第6条 ダブルス大会

1 男子

- (1) 一般1部：1部有資格者が含まれる組及び希望者。
- (2) 一般2部：1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- (3) 一般3部：初級者レベルの者。
- (4) 壮年1部：40歳以上で、上記該当者を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- (5) 壮年2部：40歳以上で、壮年1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。

2 女子

- (1) 一般1部：1部有資格者が含まれる組及び希望者。
- (2) 一般2部：1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- (3) 一般3部：初級者レベルの者。
- (4) 壮年1部：40歳以上で、上記該当者を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。
- (5) 壮年2部：40歳以上で、壮年1部の参加資格を除く組及び希望者並びに当協会が認めた者。

第7条 市民体育大会クラブ対抗戦、クラブ対抗戦

- 1 オーダー提出時に3ペア揃っていること。
- 2 第1条第2項(2)ウ)に該当する団体が試合を行う場合、第1条第2項(2)イ)該当者は1対戦(3ペア6人中)につき2人まで出場可とする。なお、クラブ対抗戦に限り、3年間個人登録をした者については第1条第2項(2)ア)として参加することができる。(個人登録者はオーダー用紙記入時、印をつけること。)
- 3 試合は、ブロック別リーグ戦(3試合実施。)及び順位決定戦(2試合先勝打ち切り。)とする。
- 4 各部優勝チームはそれぞれ上位部に昇格し、最下位チームは下位部へ降格する。
- 5 棄権チームは下位部へ降格し、同数チームが上位部へ昇格する。
- 6 新規登録チームは最下位部からの参加とする。(チーム名改称時を除く。)

- 7 チーム名改称とは、それまでの選手が6人以上残留していることを条件とする。
- 8 選手の同一チーム内異動は次のとおりとする。
 - (1) 同一チーム内異動とは、同一名称2チーム以上の場合を言い、交換異動は認めない。
 - (2) 下位の部から上位の部への異動を原則とする。
 - (3) 同一部の場合の異動は2人以内とし、受チームの出場者が5人以下の場合とする。
- 9 ブロックは各部とも次のとおりとする。
 - (1) Aブロック：1・4・5・7位（10位）
 - (2) Bブロック：2・3・6・8位（9位）

第8条 市民体育大会地区対抗の部

- 1 大会当日住民登録がなされている地区から出場すること。
- 2 年齢は当該年度4月1日現在とし、壮年は男女とも40歳以上とする。
- 3 試合は、一般・壮年・一般の3ダブルス編成とする。
- 4 壮年ペアが不在のときは参加を認めない。
- 5 試合は、ブロック別リーグ戦（3試合実施。）及び順位決定戦（2試合先勝打ち切り。）とする。
- 6 町名ゼッケンを着用すること。（B6版程度）
- 7 主将会議時に大会参加の意思表示がないチームは棄権とみなす。
- 8 大会当日、選手名簿を必ず提出すること。
- 9 選手の追加登録は大会当日の当該試合オーダー提出時までとし、未登録者が出場した場合はチーム失格とする。
- 10 その他詳細については、主将会議で決定する。

附 則

- 1 本規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 本規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 本規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 本規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 本規約は、平成29年5月20日から施行する。